

新型コロナウイルスに感染された方が弊社施設を利用された場合の対応 および公表の方針について

1. 新型コロナウイルスに感染された方が弊社グループ運営施設を利用された場合の対応について

新型コロナウイルスに感染をされた方が弊社グループ運営施設（フランチャイズチェーン店を含む、日本国内のみ、以下、運営施設と表記します。）を利用された場合には、行政機関および保健所の指導のもとに以下の対応を行って参ります。

①新型コロナウイルスに感染をされた方（以下、感染された方）が運営施設を利用されたことが判明した場合、速やかに感染者と接触の可能性のある全ての会員、利用者を特定し、行政機関・保健所と共に、対応方針を決定します。

* 「女性だけの30分フィットネス カーブス」を中心とした弊社グループ運営施設では、全利用者の利用日、入店時間、退店時間をシステムで把握しております。また会員制施設のため、会員全員の連絡先を把握しております。そのため、感染者と接触のある可能性のある方は全て個人が特定でき、速やかに連絡をとることが可能です。

②行政機関・保健所の指導のもとで、可及的速やかに感染された方と接触の可能性のある方全員に電話などの方法で連絡をとり、事実の報告、体調の把握、感染の可能性を調査します。

③行政機関・保健所の指導のもとで、その他感染拡大の防止のための必要な措置をとります。

④健康観察が必要な方については、行政機関・保健所の指導のもとで、その後も電話などで必要とされる期間（現在は接触からの潜伏期間である14日間、保健所などの指導によって決定）お一人お一人のフォローをしていきます。

⑤感染が疑われる方、体調に不安がある方などに対しては、行政機関・保健所の指導のもとで保健所や保健所の指定する医療機関などと連携をした対応をとります。

⑥行政機関・保健所の指導のもとで、運営施設の全会員および必要に応じて施設関係者の方々に当該案件の発生と状況について事態発生後、速やかにご報告をするとともに事態の収束時に弊社施設内での感染の有無など重要事項をご報告いたします。また、必要に応じて中間で進捗状況の報告を行います。

2. 公表方針について

新型コロナウイルスに感染された方が弊社運営施設などをご利用されたことが判明した場合の公表方針は以下の通りです。

①以下の場合は、感染拡大防止のために、利用施設・利用日時などを公表し、広く注意喚起を致します。

- ・行政機関や保健所などから公表の指導があった場合
- ・感染をされた方と接触があった方が特定できない場合
- ・感染をされた方と接触があった方が特定できたが、速やかに連絡をとることができない場合

②以下の場合は、プライバシーおよび個人情報の保護のため公表を差し控えさせていただきます。

・感染をされた方と接触の可能性がある方が特定でき、速やかに連絡がとれる場合など感染拡大防止の観点から公表の必要がないと判断できる場合

(行政機関や保健所から公表の指示や指導があった場合はこの限りではありません)

*公表は感染拡大防止のための措置であり、関係する方々のプライバシー保護とのバランスをとることが極めて重要な事項であると弊社では認識しております。

*上記方針は、感染をされた方、当該店舗をご利用の会員様、関係される方々、当該店舗従業員などのプライバシー保護のための措置ですので、ご理解をお願い致します。

*弊社運営施設外における感染をされた方の行動履歴などの情報は感染拡大防止の観点から行政機関による適切な情報公開がなされており、弊社が取り組むべき感染拡大防止策は弊社運営施設内で接触の可能性があった方および施設利用者（弊社会員など）への対応であると考えております。

*3月9日（月）現在、弊社施設内で感染が拡大をした事実や感染拡大が疑われる事実はございません。

*3月9日（月）現在、上記公表方針①に該当する公表すべき事実はございません。

令和2年3月

株式会社カーブスホールディングス

株式会社カーブスジャパン